

新型コロナウイルス感染拡大防止のための 沖縄県緊急事態宣言の発令に伴う登園自粛要請について

市内認可保育所(園)、認定こども園、地域型保育事業所
ご利用の保護者の皆さまへ

新型コロナウイルス感染拡大防止を図るため、沖縄県が緊急事態宣言を発表しました。県内においては感染者数が日々増加しており、感染拡大防止策の一層の強化を図る必要があることから、家庭保育が可能な保護者の皆さまにつきましては、下記の期間において登園自粛のご協力をお願いいたします。

【登園自粛要請期間】令和2年8月1日(土)～8月15日(土)

また、登園自粛要請期間の特例措置として保育料や給食費等については、別紙の豊見城市方針「沖縄県緊急事態宣言に伴う認可保育所等の新型コロナウイルス感染拡大防止を図る特例措置について」に基づく取り扱いにより保護者の皆さまの負担軽減と施設の継続的運営の確保を図ります。

なお、保育所等の対応については、「保育所については、保護者が働いており、家に1人でいることができない年齢の子どもが利用するものであることから、感染の予防に留意した上で、原則として開所」との政府方針に基づき、引き続き開所して参ります。特に保護者の中には、医療従事者や介護従事職、自衛隊員、消防職員、警察官など、最前線で国民の生命を守る職責を担っている者のほか、保育所自体を支える保育士、最低限の社会活動、ライフラインを支える上で必要な職に就いている者がいることから、原則として開所とするものです。

保護者の皆さまには、大変ご不便をおかけしますが、新型コロナウイルス感染拡大が続く社会状況をご理解いただき、登園自粛へご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

令和2年8月1日
豊見城市長 山川 仁

新型コロナウイルス感染拡大防止のための協力願ひ

登園自粛要請期間：8月1日～8月15日

- ・感染拡大防止を図るため、育児休暇中や仕事がお休みの日、預け先がある方は、家庭保育の協力をお願い致します
 - ・8月の給食費は、登園した日数を9月に日割りで徴収します。
保育料は、一度、徴収した後で日割り精算を行います。
 - ・登園する場合は、家庭での検温と玄関での検温、次亜塩素酸水での手洗い、うがい、及び殺菌灯での消毒をお願いします。
 - ・ご父母の方は、玄関の中には、入らずに玄関の外でお待ち下さい
 - ・鼻水や咳がある子、前日、熱のあった子は、できるだけ、登園を控えて下さい
 - ・個人面談は、延期いたします。日程は決まり次第、連絡致します。
 - ・ドレミ文庫も当面の間は、閉館します
- ◎ご不便をおかけいたしますが感染拡大防止のため、協力をお願いいたします。